

出席停止扱いの感染症について

学校保健安全法により生徒が感染症と診断された場合、あるいは疑いがあると診断された場合は、本人の休養と他人への蔓延、流行を防ぐために出席停止（欠席扱いしない）の措置をとることになっています。治癒後、所定の用紙を学級担任まで提出してください。

- ・インフルエンザの場合…「インフルエンザによる出席停止報告書」⇒家庭で記入
- ・新型コロナウイルス感染症の場合…「新型コロナウイルス感染症による出席停止措置願」⇒家庭で記入
- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除く感染症の場合（表1参照）
…「診断書」または「治癒証明書」⇒医師が記入

※ 「インフルエンザによる出席停止報告書」・「新型コロナウイルス感染症による出席停止措置願」・「治癒証明書」は、本校 HP または BLEND からダウンロードあるいは保健室で受け取ってください。

※ 「治癒証明書」は学校所定の用紙ですが診断書となるため、文書料がかかることがあります。

表1 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	対象疾患（潜伏期間）	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、中東呼吸器症候群、鳥（H5N1）インフルエンザ、	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ※「インフルエンザによる出席停止報告書」を提出
	百日咳	特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化 ^{かひ} するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※新型コロナウイルス感染症の場合は「新型コロナウイルス感染症による出席停止措置願」を提出
第三種	結核	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで